

# 「忘れられる権利」を巡る近時の議論

——検索結果削除請求権を中心に——

石井夏生利

## Recent Discussions on the “Right to be Forgotten”: Focusing on the Deletion of Search Results

Kaori ISHII

### Abstract

This study discusses the legal issues relating to the “right to be forgotten,” focusing on the deletion of search results, by examining recent discussions in the European Union and Japan. The analysis is based on the three decisions made by the Court of Justice of the European Union in 2014 and 2019, provisions stipulating the “right to be forgotten” in the General Data Protection Regulation (GDPR), guidelines on the criteria of this right in the search engine cases under the GDPR, the Japanese Supreme Court decision in 2017, subsequent decisions made by lower courts, and the amendment of the Act on the Protection of Personal Information Protection of Japan in 2020. The findings of this study identified the following issues as those requiring further analysis: (1) the legal position of a search engine provider, (2) legal interpretation of how search engine activities contribute to the freedom of expression, (3) the burden of proof between, and (4) how to strike the balance of interests between a search engine provider and an applicant when sensitive data is concerned. In addition to an objective analysis of the EU and Japanese discussions regarding the deletion of search results, legal effects on entities other than search engine providers should also be taken into account.

### Key Words

The right to be forgotten, privacy, personal data protection, information access, search engine

### 目 次

#### I はじめに

#### II 「忘れられる権利」に関する CJEU 先決判決

##### 1 コステハ判決 (2014 年)

- (1) 根拠規定
- (2) 事案の概要

##### (3) 先決判決の要旨

#### 2 地理的範囲に関する判決 (2019 年)

- (1) 事案の概要
- (2) 先決判決の要旨

#### 3 Google 2 判決 (2019)

- (1) 関連規定
- (2) 事案の概要
- (3) 争点と判断
  - ① データ保護指令の適用範囲
  - ② 削除義務

#### III GDPR の「忘れられる権利」とその解釈

##### 1 GDPR 第 17 条と解釈指針の公表

## 2 指針の概要

- (1) GDPRに基づく検索結果削除請求権の根拠
- (2) GDPR第17条3項に基づく削除請求権の例外

## IV 日本の議論

- 1 最高裁決定(2017年)
- 2 最高裁決定後の裁判例
- 3 個人情報保護法改正

## V 検討

### I はじめに

本稿は、検索結果削除請求権に関する欧州連合(European Union, EU)の動向と比較しつつ、日本における「忘れられる権利」を巡る近時の議論を概観し、検討を深めるべき解釈上の論点を示すことを目的とする。

情報法の議論には流行がある。ここ10年を振り返るだけでも、ライフログ、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モノのインターネット(Internet of Things)、人工知能(Artificial Intelligence)、プラットフォーム、デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)などの言葉とともに、情報法の様々な分野で法制度論及び法解釈論が発展してきた。「忘れられる権利」も流行をもたらした論点の1つである。

「忘れられる権利」を提唱したのはEUである。EUの欧州委員会は、2012年1月25日、「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation, GDPR)の立法提案を欧州議会及び閣僚理事会に提出した。この規則案は、2016年4月14日に採択され<sup>1)</sup>、その第17条に「削除権(「忘れられる権利」)<sup>2)</sup>が設けられた。

GDPRの採択に向けた議論が進む一方で、欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union, CJEU)は、2014年5月13日、「忘れられる」という表現を用いて、Googleに対する検索結果削除を義務づける先決判決を下した(以下、原告の氏名から「コステハ判決」という。)<sup>3)</sup>。この判決は、

GDPR採択前の1995年データ保護指令(以下「データ保護指令」という。)<sup>4)</sup>の解釈を示したものはあるが、「忘れられる権利」承認判決ともいわれている。コステハ判決の後、フランスで削除義務の地理的範囲が争いとなり、CJEUは、2019年9月24日、検索エンジンの全バージョンでの検索結果削除を実施する義務はないと判断し、削除義務の地理的範囲に制限を設けた<sup>5)</sup>。CJEUは、同日、別の判決において、機微情報に係る事実の検索結果削除義務に関し、データ主体のプライバシー・データ保護権とインターネット利用者の情報アクセスの自由との比較衡量に関する基準を示した<sup>6)</sup>。

EUの動きを受け、日本国内でも学界の議論が盛り上がりを見せるようになり<sup>7)</sup>、検索結果の削除を争う裁判例も蓄積されてきた<sup>8)</sup>。そして、最高裁判所は、2017年1月31日、過去の児童買春に関する逮捕歴を表示した記事に関する検索結果

2) 個人情報の保護に関する法律上、「削除」と「消去」は別の意味に用いられている。「削除」とは不要な情報を除くことをいう。「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年11月、令和2年10月一部改正)([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123\\_guidelines01.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/190123_guidelines01.pdf))41頁。検索結果から一定の表示を取り除くことは、「削除」よりも「消去」が適しているものの、検索エンジンについては、特に裁判例の中で「検索結果削除」と表現される例が多いことから、本稿では「削除」を用いることとした。

3) Case C-131/12, Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González, 2014 ECLI: EU: C: 2014: 317 (May 13, 2014).

4) Parliament and Council Directive 95/46, 1995 O.J. (L 281) 31–50 (EC).

5) Case C-507/17, Google LLC v. CNIL, ECLI: EU: C: 2019: 772 (Sep. 24, 2019).

6) Case C-136/17, GC, AF, BH and ED v. CNIL, ECLI: EU: C: 2019: 773 (Sep. 24, 2019).

1) Parliament and Council Regulation 2016/679, 2016 O.J. (L 119) 1–88 (EU).

削除請求を退ける決定を下した<sup>9)</sup>。その後は検索結果削除請求を退ける裁判例が増加し、ここ1～2年は、学界での議論も以前ほど活発ではないように思われる<sup>10)</sup>。しかし、この権利は、検索エンジンという現代生活に不可欠な情報収集手段に関して、表現の自由・知る権利とプライバシー・個人情報保護の均衡という本質的課題を提起する点で重要性は高い。法制度面では、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)が2020年6月5日に改正され、利用停止等請求権に係る要件が緩和された<sup>11)</sup>。その中に、GDPR第17条と一部で類似する規定が存在する。

7) 代表的なものに、宍戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究第1号(2017年5月)45頁以下、曾我部真裕「日本における「忘れられる権利」に関する裁判例および議論の状況」江原法学第49号(2016年10月)1頁以下、宇賀克也「「忘れられる権利」について—検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて—」論究ジュリスト第18号(2016年夏号)24頁以下等。

8) 最三小決平成29年1月31日判例集未登載(控訴審：大阪高判平成27年2月18日判例集未登載，第一審：京都地判平成26年8月7日判時第2264号79頁)，東京地決平成26年10月9日判例集未登載ほか。

9) 最三小決平成29年1月31日民集71巻1号63頁。

10) 最近の論稿に、角本和理「ロボット型検索エンジンと私法上のプライバシー：違法性判断における「被侵害利益優越の明白性」に着目して(最三小決平成29年1月31日民集71巻1号63頁)」末川民事法研究第6号(2020年7月)91頁以下、寺田麻佑「情報化社会における「忘れられる権利」と「知る権利」」憲法研究第6号(2020年5月)93頁以下、鈴木秀美「「忘れられる権利」と表現の自由・再論—ドイツ連邦憲法裁判所の2つの決定を手がかりに—」：慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要第70号(2020年3月)1頁以下、成原慧「検索エンジンをめぐる表現の自由と人格権：平成29年最高裁決定及び同決定以降の検索結果削除に関する裁判例の検討」情報法制研究第7号(2020年5月)47頁以下、中島美香「検索結果の削除と忘れられる権利：最決平29・1・31を契機とした学説の議論状況について」東海法学第56号(2019年3月)117頁以下。

以上の状況を踏まえ、本稿では、「忘れられる権利」に改めて焦点を当て、データ保護指令<sup>12)</sup>、GDPRの各根拠規定、CJEUの各先決判決、日本の検索結果削除請求に関する最高裁決定及びその後の裁判例、2020年改正個人情報保護法の関連規定を概観し、今後、検討を深めるべき解釈上の論点を示すこととする。

## II 「忘れられる権利」に関するCJEU先決判決

### 1 コステハ判決(2014年)

#### (1) 根拠規定

GDPR第17条の「忘れられる権利」は、データ保護指令第12条(b)号、第14条を受け継いだものである。同指令第12条「アクセス権」(b)号は、データ主体に対し、データの訂正、削除又はブロックの権利を与えている。第14条「データ主体の異議申立権」(a)号前段は、データ主体に対し、少なくとも第7条(e)号及び(f)号<sup>13)</sup>に定める場合には、国内法に別段の規定がある場合を除き、いつでも自己に関するデータの取扱いについて、自己の特定の状況に関連するやむにやまれぬ正当な理由(compelling legitimate grounds)を根拠として、異議申立てを行う権利を与えている。

コステハ判決はこれらの規定の解釈を示した著名な重要判決である。

CJEUは、EU機能条約第267条に基づき、条約の解釈、EUの諸機関が行った行為の有効性及

11) 個人情報保護委員会「「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の公布について」(2020年6月12日)(<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200612/>)。

12) 「指令」と表現する場合もある。

13) 第7条は個人データを取り扱うための適法な根拠を定めており、(e)号は、公益のため、又は、管理者若しくはデータの開示を受ける第三者に与えられた公的権限の行使のために行われる業務の遂行上取扱いが必要な場合、(f)号は、管理者又はデータの開示を受ける第三者若しくは当事者の正当な利益のために取扱いが必要な場合を定めている。

び解釈が争われる事件について、先決判決を下す権限を有している<sup>14)</sup>。加盟国の国内法上、裁判所又は審判所の決定に司法的救済がない場合には、CJEUへの付託義務が発生する。先決判決は、EU法の解釈や当該加盟国の国内法がEU法に適合しているか等を照会し、CJEUがそれに対する回答を出すことにより、EU全域にわたる統一的な解釈を担保するための制度である<sup>15)</sup>。先決判決には既判力 (force of res judicata) があり、先決判決を求めた国内裁判所のみならず、加盟国の他のすべての国内裁判所にも効力が及ぶ<sup>16)</sup>。

## (2) 事案の概要

スペイン国民のマリオ・コステハ・ゴンザレス氏は、2010年3月5日、新聞社であるラ・バンガルディア・エディシオネス SL<sup>17)</sup>並びに Google Spain 及び親会社である Google, Inc. を相手取り、スペインのデータ保護庁 (Agencia Española de Protección de Datos, AEPD) に苦情を申し立てた。1998年1月19日と3月9日の同新聞の2頁にわたり、社会保障債務を回収する差押手続を受けて開かれる不動産競売の公告が掲載されており、利用者が Google 検索でコステハ氏の氏名を入力すると、その公告が表示された。コステハ氏は、自身に関する差押手続は完全に解決済みであり、それが参照されることはもはや全く関連性がないと主張し、同新聞に対して、当該ページを削除し又は訂正すること、Google 両社に対して、コステハ氏に関する個人データを削除し又は隠すことで、そのデータが検索結果に含まれず、同新聞へのリンクに表示されないよう命じることを求め

た。AEPDは、2010年7月30日、新聞社に対する苦情を退け、Google 両社に対する苦情を認めたと、Google 両社は、AEPD及びコステハ氏を相手取って、スペイン全国管区裁判所 (Audiencia Nacional) に提訴し、AEPDの決定を取り消すように求めた。同裁判所は、2012年2月27日、付託決定を下し、本件は、同年3月9日、CJEUへと付託された。

## (3) 先決判決の要旨

本件の争点は、①検索エンジン事業者は「管理者」か、② Google Spain は Google, Inc. の「事業所」であり、指令の地理的適用範囲を満たすか、③検索エンジン事業者の責任の範囲、④データ主体の権利の範囲である。CJEUは概ね次のような判断を下した。

争点①について、検索エンジンの活動は、データ主体の氏名に基づく検索を行うあらゆるインターネット利用者をして、ウェブサイト公開者のページにアクセスさせるものであり、それがなければデータが公開されたウェブページを発見できなかったであろう点において、データの全般的な拡散に決定的な役割を果たしている。

指令の定める「個人データの取扱い」及び「管理者」は、次のような意味に解釈されるべきである。第1に、検索エンジンの活動は、第三者がインターネット上に公開し又は置いた情報を発見し、自動的にインデックス化し、一時的に保存し、そして最終的には、特定の選好順序に沿ってインターネット利用者が入手できるようにすることにあり、当該情報に個人データが含まれる場合には、個人データの「取扱い」として分類されなければならない。第2に、検索エンジン事業者は、当該取扱いに関する「管理者」とみなされなければならない<sup>18)</sup>。

14) Consolidated version of the Treaty on the Functioning of the European Union, Oct. 26, 2012, 2012 O.J. (C 326) 1–390.

15) 庄司克宏『はじめてのEU法』(有斐閣, 2015年) 319–321頁。

16) See Paolo Biavati, European Civil Procedure (2011) 68–69.

17) スペイン、特にカタルーニャで、大きな発行部数を有する日刊紙の発行元。

18) 「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの取扱いの目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、機関又はその他の団体をいう(データ保護指令第2条(d)号)。GDPR第4条(7)項が継受している。

争点②について、Googleサーチのような検索エンジンのサービス——事業体の運営は第三国で行われるが加盟国に事業所がある——のために個人データを取り扱うことについて、当該エンジンの提供するサービスが利益を上げるように、後者（筆者注：加盟国の事業所）が当該加盟国内で検索エンジンの提供する広告スペースの売り込み及び販売をしようとし、加盟国内の居住者に向けた活動を指向している場合には、個人データの取扱いは、当該加盟国の領域上で、管理者の事業所が「活動する状況下で」行われている。

争点③について、個人の氏名に基づき検索が行われるときは、検索エンジン事業者は、プライバシーと個人データ保護の基本的権利に重大な影響を与えることに責任を負う。なぜなら、事業者が行う個人データの取扱いにより、インターネット利用者が個人名をもとに検索すれば、結果のリストを通じて、その者に関連するインターネット上の情報の体系的概要（structured overview）を入手できるからである。この情報は潜在的に、その者の私生活の多岐にわたる側面に関わっており、検索エンジンがなければ、情報を相互に結びつけるのは不可能か、可能であっても大変な困難を伴うであろう。インターネット利用者はそれにより、検索した人物の多少なりとも詳細なプロフィールを確立できる。加えて、インターネットと検索エンジンが現代社会で重要な役割を果たし、結果のリストに含まれる情報がユビキタスになるため、データ主体の権利に干渉する効果が強まる。

削除権及び異議申立権により保護されるデータ主体の権利は、原則的にインターネット利用者の利益に優先するが、この均衡は、個別事例では、問題となる情報の中身（nature）、データ主体の私生活の機微性や、当該情報を得る公衆の利益——特に、データ主体が公的生活の中で果たす役割に応じて、差異が生じ得る利益——に左右される。

検索エンジン事業者とウェブページ公開者には、(ア) 取扱いを正当化する適法な利益、(イ) データ主体、特に、取扱いがその私生活にもたらす結果が必ずしも同じである必要はない。

検索エンジン事業者は、個人の氏名に基づく検索を受けて表示された結果のリストから、第三者が公開し、その人物に関する情報が含まれるウェブページへのリンクを削除する義務を負う。また、それらのウェブページからその氏名又は情報が事前に又は同時に削除されない場合でも、そして、場合によっては、それらのページ上に公開すること自体が適法であったとしても同様である。

争点④について、データ主体において、当該情報が彼にとって偏見をもたらし、一定期間後に「忘れられる」（the “derecho al olvido” (the “right to be forgotten”））ように望んでいることを理由に、検索エンジン事業者に対し、ウェブページへのリンクを結果のリストから削除するよう求める権利を有するか否か。

データ主体は、EU基本権憲章<sup>19)</sup>第7条（私生活及び家庭生活の尊重）及び第8条（個人データの保護）に基づく基本権に照らし、問題の情報を当該結果のリストに含めるがために公衆が入手することがもはやできないように請求できることから、これらの権利は、原則として、検索エンジン事業者の経済的利益のみならず、一般公衆がデータ主体の氏名に関連する検索による当該情報を発見する利益に優越する。しかし、公的生活においてデータ主体が果たす役割のような特別の理由により、一般公衆が問題の情報にアクセスするという優越的利益が基本権への干渉を正当化させる場合はこの限りではない。

結果のリストの表示に関して、データ主体の私生活にとって当該公告に含まれる情報が有する機微性、及び、最初の公表が16年前に行われたという事実を考慮すると、データ主体には、当該情報がもはやそのようリストによる同人の氏名と紐付けられない権利を認められる。本件では、公衆が情報へアクセスするという優越的利益を裏付ける特別な理由は見られないようである。

CJEUは概ね以上のような判断を下した。「忘れられる」という表現を用いたのは、スペインの

19) 「憲章」と表現することもある。

国内裁判所であり、CJEUはその表現を引き継ぐ形で本判決を下している。

## 2 地理的範囲に関する判決 (2019年)

以上の通り、CJEUはGoogleの検索結果削除義務を認めたが、その後、フランスにおいて、削除義務の地理的範囲を巡って争いが生じた。

### (1) 事案の概要

Googleは、加盟国の検索エンジンのバージョンと一致するドメイン名からの検索結果を削除していたが、フランスの監督機関である情報処理と自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés, CNIL) は、それを不十分であるとして、Googleに対し、2015年5月21日、全拡張子のドメイン名による検索結果を削除するよう正式に通告した。しかし、Googleはそれに従わなかったことから、CNILは制裁手続を開始し、2016年3月10日、Googleに10万ユーロの制裁金を課した。Googleは、フランス国務院 (Conseil d'État) に対し、CNILの命令に関する不服申立を行い、国務院は、2017年7月19日に付託決定を下した。本件は、同年8月21日、CJEUへと付託された。

### (2) 先決判決の要旨

本件の争点は、データ保護指令第12条 (b) 号、第14条 (a) 号前段、及び、GDPR第17条1項の解釈について、検索エンジン事業者が検索結果削除請求を受け入れる場合に、①検索エンジンの全バージョンでの削除を行わなければならないのか、②全加盟国に対応した検索エンジンのバージョンでの削除を求められるのか、又は、③適切な場合には「ジオプロッキング」技術を用いて、検索利用者のドメイン名にかかわらず、削除権の受益者が居住する加盟国、若しくはより広く、いずれかの加盟国に位置するとみなされるIPアドレスから削除請求者の氏名に基づく検索が行われた場合に、インターネット利用者が当該リンクへアクセスできないよう削除を行えば良いのか、と

いう点である。

CJEUは、2019年9月24日、各争点について概ね次のような判断を下した。

争点①について、確かに、検索エンジンの全バージョンでの削除は、その目的を完全に満たす。他方、多くの第三国は検索結果削除請求権を承認しておらず、又は、その権利に対して異なるアプローチを取っている。プライバシー・個人データ保護の権利とインターネット利用者の情報自由の均衡は国によって大きく異なる可能性が高い。EUの立法者は、これまでの間、EU域外の削除請求の範囲に関して係る衡量を行ってこなかった。上記各規定の文言からは、EUの立法者が、高い保護レベルという目的を満たすために、各規定で謳われた諸権利の範囲を加盟国の域外に及ぼすことを選択したか否か、また、データ保護指令又はGDPRの適用を受けるGoogleのような事業者に対し、加盟国に対応しない検索エンジンの国内バージョンに関しても検索結果の削除義務を負わせるよう意図してきたか否かは決して明らかでない。現行のEU法は域外の検索結果削除の範囲について、監督機関の協力制度を定めていない。これらの理由から、現行のEU法では、検索エンジン事業者がデータ主体による検索結果削除請求を受け入れる際、また、場合によっては加盟国の監督機関又は司法機関による差止を伴う場合に、その検索エンジンの全バージョンでの検索結果削除を実施する義務はない。他方、加盟国の監督機関又は司法機関において、データ主体のプライバシー・個人データ保護権と情報自由権を衡量した上で、適切な場合には、検索エンジン事業者に対して、全バージョンに関する検索結果削除を命令することをEU法が禁止しているわけではない。

争点②及び③について、原則として、問題の削除は全加盟国について実施することが想定されている。但し、情報へのアクセスにおける国民の関心は、EU域内であっても、加盟国によって異なる可能性がある。すなわち、上記の衡量結果が、必ずしも全加盟国で等しいとは限らない。GDPR

には監督機関の協力及び一貫性の制度が定められており、適切な場合には、データ主体の氏名に基づき EU 域内から行われた全検索を対象とする検索結果削除決定を採用できるようにしている。加えて、検索エンジン事業者は、データ主体の基本権保護のために、十分に効果的な措置を講じる必要がある。当該措置は、それ自体で全ての法的要件を満たさなければならず、加盟国のインターネット利用者がデータ主体の氏名に基づく検索によって当該リンクにアクセスすることを効果的に阻止するか、又は、少なくとも著しく躊躇させる効果を持たなければならない<sup>20)</sup>。

### 3 Google 2 判決 (2019)<sup>21)</sup>

#### (1) 関連規定

CJEU は、2019 年 9 月 24 日、別事件において、「忘れられる権利」に関する先行判決を下した（以下「Google 2 判決」という。）。本件は、データ保護指令に基づく機微データの取扱いが問題となった事案である。

データ保護指令第 8 条 1 項及び 5 項の規定は次の通りである<sup>22)</sup>。

「第 8 条 特別な種類のデータの取扱い

1 加盟国は、人種又は民族的出自、政治的思想、宗教又は信念、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、及び、健康又は性生活に関するデータの取扱いを禁止しなければならない。

2 1 項は、次に掲げる場合は適用されない。

(a) データ主体が前項に定めるデータの取扱

いに明示的な同意を与えた場合。但し、加盟国の法律がデータ主体の同意によっても前項の禁止を解除し得ないことを規定している場合はこの限りでない。あるいは、

(b)号～(d)号 略

(e) 取扱いが、データ主体により明白に公にされたデータに関する場合、又は、訴えの提起、攻撃若しくは防御のために必要な場合

3 項 略

4 加盟国は、適切な保護措置を定める場合に、重要な公益を理由として、国内法又は監督機関の決定により、2 項の規定に加えて、適用除外を定めることができる。

5 犯罪、刑事事件の有罪判決又は保護措置に関するデータの取扱いは、公的機関の管理の下でのみ行わせることができる。また、国内法に適切な特定の保護措置が定められている場合には、その措置を定めた国内規定に基づいて、加盟国により認められている例外に従って取り扱うことができる。但し、有罪判決の完全な記録は、公的機関の管理の下でのみ保存され得る。」

GDPR 第 9 条及び第 10 条は、上記各規定を継受する形で次のように定めている。

「第 9 条 特別な種類の個人データの取扱い

1 人種又は民族的出自、政治的思想、宗教又は信念、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、及び、遺伝データ、自然人を固有に識別することを目的とする生体データ、健康関連データ又は自然人の性生活若しくは性的嗜好に関するデータの取扱いは、禁止される。

2 前項は、次に掲げるいずれかの場合には適用されない。

(a) データ主体が、一つ以上の特定の目的のために、その個人データの取扱いに明示的な同意を与えた場合。ただし、EU 法又は加盟国法において、前項に定める禁止をデータ主体が解除できない旨を定めている場合はこの限りでない。

(b)号～(d)号 略

(e) データ主体により明白に公開された個人

20) 本判決第 70 段階は次の諸判決を類推している。Case C-314/12, UPC Telekabel Wien GmbH v. Constantin Film Verleih GmbH and Wega Filmproduktionsgesellschaft mbH, EU:C:2014:192 (Mar. 27, 2014), para. 62; Case C-484/14, Tobias McFadden v. Sony Music Entertainment Germany GmbH, EU:C:2016:689 (Sep. 15, 2016), para. 96.

21) 本判決の略称は後述する欧州データ保護会議の指針によった。

22) 堀部政男研究室の仮訳 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000196313.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000196313.pdf)) をもとに、一部改訳した。

データに関する取扱いの場合

(f) 訴えの提起、攻撃若しくは防御、又は、裁判所が司法権を行使するため取扱いが必要となる場合

(g) 追求される目的と均衡し、データ保護の権利の本質を尊重し、かつ、データ主体の基本的権利及び利益を保護するための適切かつ具体的な措置を定めたEU法又は加盟国法に基づき、重要な公益を理由に取扱いを必要とする場合。

(h)号～(j)号 略

3項～4項 略」

「第10条 有罪判決及び犯罪に関する個人データの取扱い

有罪判決及び犯罪に関する個人データ若しくは第6条1項に基づく保護措置に係る個人データは、公的機関の管理下においてのみ取り扱われるか、又は、データ主体の権利及び自由のために適切な保護措置を定めるEU法若しくは加盟国法によって認められている場合のみ取り扱われる。有罪判決の完全な記録は、公的機関の管理の下でのみ保存される。」

## (2) 事案の概要

GC, AF, BH, EDは、それぞれ、勤務先の自治体の市長との親密な関係を描いた風刺的なフォトモンタージュへのリンク、サイエントロジー教会の会員自殺事件に関する記事へのリンク、共和党 (Parti républicain) の資金提供に関する司法調査を報じた記事へのリンク、児童への性的暴行の罪による処罰事案を報じた記事へのリンクについて、Googleに対し、氏名検索に基づく検索結果の削除を請求したが、拒否された者である。上記4名は、CNILに苦情を申し立て、Googleに当該リンクへの検索結果削除を命じるよう求めた。CNILの委員長は、2015年4月24日、同年8月28日、2016年3月21日、同年5月9日の各文書により、彼らの苦情に関する手続を終結を通知した。申立人らは、CNILの命令拒否に対し、フランス国務院に申立を行った。国務院は、2017年2

月24日、付託決定を下した、本件事案は同年3月15日、CJEUへと付託された。

## (3) 争点と判断

付託事項及びそれに対する判断は、概ね以下の通りである。データ保護指令の解釈に際してGDPRも考慮された。

### ①データ保護指令の適用範囲

CJEUは、コステハ判決を引用しつつ、以下の理由により、データ保護指令第8条1項及び5項、それを継受したGDPR第9条1項及び第10条について、検索エンジン事業者にも適用される旨を判示した。

検索エンジンの活動において、これらの取扱いの禁止又は制限を一般的に例外とする旨は定められていない。検索エンジン事業者は、他の管理者と同様に、その責任、権限、能力の文脈で、その事業者による個人データの取扱いがデータ保護指令又はGDPRの各義務を遵守するよう保障しなければならない

特別な種類のデータの取扱いは、データの特殊な機密性を理由に、ともすれば、憲章第7条及び第8条で保障されているプライバシー及び個人データ保護への基本権に対して、特に深刻な干渉をもたらしやすい。検索結果のリストにリンクを表示することは、これらの基本権に重大な影響を与えやすい。

### ②削除義務

第1に、検索エンジン事業者は、データ保護指令第8条1項及び5項に基づき、当該指令に定める例外を条件に、特別な種類の個人データを含むウェブページへのリンクに関連して、原則として、検索結果削除請求に応じるよう義務付けられている。

第2に、当該事業者において、その取扱いが同条2項(e)号の例外に該当することを証明した場合には、他の全ての適法性の要件を満たすことを条件に、検索結果削除請求を拒否できる。但し、データ主体が第14条(a)号に基づく異議申立権を有する場合はこの限りでない。

第3に、検索エンジン事業者は、特別な種類に該当する個人データが公開されたウェブページへのリンクに関する削除請求を受けたとき、具体的事案の全関連要素に基づき、憲章第7条及び第8条に定める、データ主体のプライバシー及び個人データの保護の基本権への干渉の重大性を考慮に入れ、データ保護指令第8条4項<sup>23)</sup>に定める重大な公益に関する理由に鑑み、かつ、同条項に定める条件を遵守し、氏名検索に伴って表示される結果のリストに当該リンクを含めることが、憲章第11条<sup>24)</sup>によって保護される、検索によって当該ウェブページにアクセスすることに潜在的利益を持つインターネット利用者の情報の自由を保護するために厳密に必要 (strictly necessary) であるか否かを確認しなければならない。

本件では、ジャーナリズム目的、又は、芸術上、文学上の表現目的のためにのみ特別な種類の個人データを公開したウェブページへつながる検索結果削除の是非が付託されている。

CJEUは、以上の判断について、次のような理由を述べている。

GDPR第17条3項が「削除権（「忘れられる権利」）」の例外を定めたのは、個人データ保護権が絶対的な権利ではないという事実の表れである。削除権は、比例性の原則に従い、社会における役割との関連で考慮され、他の基本的権利と衡量しなければならない<sup>25)</sup>。憲章第52条1項<sup>26)</sup>は、係る制限について、それが法定され、これらの権利及び自由の本質を尊重し、比例性原則に従い、これらの制限が必要であり、EUの承認した一般的利益 (general interest) の目的、又は、他者の権

利及び自由を保護する必要性を真に満たすものである場合には、憲章第7条及び第8条に定める権利行使に制限を課すことができる旨を容認している<sup>27)</sup>。

データ保護指令第8条2項(a)号及びGDPR第9条2項(a)号の例外に関して、同意は「特定の」ものでなければならず、検索エンジンの活動に関する取扱い、そして、その取扱いによって、第三者が、データ主体の氏名検索により、その者に関する機微データの入ったウェブページへつながるリンクを含む結果のリストを取得するという事実と具体的に関連しなければならない。実際には、検索エンジン事業者が、検索活動のために個人データを取り扱うに先立ち、データ主体の明示的な同意を求めることは殆ど考えられず、また、裁判所に提出された文書にもそのことは表れていない。個人が検索結果削除請求を行うという単純な事実は、原則として、少なくとも請求時点において、検索エンジン事業者の取扱いに既に同意していないことを意味する。GDPR第17条1項(b)号は、「忘れられる権利」を正当化する根拠の中で、取扱いのための他の法的根拠がない場合に、同第9条2項(a)号に基づくデータ主体の同意の撤回を挙げている点も想起すべきである。

対照的に、データ保護指令第8条2項(e)号及びGDPR第9条2項(e)号は、検索エンジン事業者及びウェブページ公開者の双方に適用される。この場合、特にデータ保護指令第6条又はGDPR第5条に定める他の適法性の要件を満たす場合には、検索エンジン事業者が係るデータを取り扱うことは適法である。但し、データ主体は、データ保護指令第14条(a)号、又は、GDPR第17条1項(c)号及び第21条1項に基づき、自己の特定の状況に関する理由を根拠に、問題のリンクの削除権を有する。

削除権及び異議申立権により保護されるデータ主体の権利は、原則的にインターネット利用者の

23) 同規定はGDPR第9条2項(g)号が継受。

24) 表現及び情報の自由を保障している。

25) See Joined cases C-92/09 and C-93/09, Volker und Markus Schecke GbR (C-92/09) and Hartmut Eifert (C-93/09) v. Land Hessen, EU:C:2010:662 (Nov. 9, 2010), para. 48, Opinion 1/15 (EU-Canada PNR Agreement), EU:C:2017:592 (26 Jul. 26, 2017), para. 136. 左記は本判決第57段落による引用判決及び意見書。

26) 権利及び自由の制限に関する比例性原則等を定めている。

27) See Joined cases C-92/09 and C-93/09, para. 50. 左記は本判決第58段落による引用。

利益に優先するが、この均衡は、個別事例では、問題となる情報の中身 (nature)、データ主体の私生活の機微性や、当該情報を得る公衆の利益——特に、データ主体が公的生活の中で果たす役割に応じて、差異が生じ得る利益——に左右される<sup>28)</sup>。

さらに、取扱いがデータ保護指令第8条1項及び5項、又は、GDPR第9条1項及び第10条に定められた特別な種類のデータに関連する場合、データ主体のプライバシー及び個人データ保護の基本的権利への干渉は、係るデータの機微性によって特に深刻なものとなりやすい。

### ③「特別な種類の個人データ」の範囲及び古い情報の削除義務

第1に、起訴された個人の訴訟手続に関する情報、例えば、司法調査及び審理に関連する情報、及び、該当する場合にはその後の有罪判決に関する情報は、データ保護指令第8条5項及びGDPR第10条の「犯罪」及び「有罪判決」に関するデータである。

第2に、検索エンジン事業者は、当該情報を示すウェブページへのリンクに関連して、その情報が問題となっている訴訟手続の初期段階に関するものであり、手続の進行状況を考慮して、既に現在の状況に対応していない場合には、検索結果削除請求に応じる必要がある。但し、データ保護指令第8条4項に定める重大な公益の理由を検証する際に、本件の全状況に照らして、憲章第7条及び第8条によって保障されているデータ主体の基本権が、憲章第11条によって保護される、潜在的利益を有するインターネット利用者の権利に優越することが立証された場合に限られる。

CJEUは、以上の判断について、次のような理由を述べている。

第1の判断について、「犯罪」及び「有罪判決」に関連するデータは、起訴された罪の立証の有無に影響されない。特別な種類のデータの取扱いは、データ保護指令第8条5項及びGDPR第10条の規定によって、また、当該指令の定める他の

適法性の条件を遵守することによって、特に、適切かつ具体的な保護措置が国内法で規定されている場合には適法となる。これは、該当する国内法を遵守の上、公的機関が公衆にその情報を開示した場合に当てはまる。

第2の判断について、他の適法性要件に関して、データ保護指令第6条1項(c)号から(e)号、GDPR第5条1項(c)号から(e)号<sup>29)</sup>の要件から、当初は正確なデータの適法な取扱いであっても、係るデータが収集され又は取り扱われる目的に照らして既に必要でなくなった場合は、時の経過とともにデータ保護指令又はGDPRにそぐわなくなる可能性がある。特に、係るデータが、目的との関連で、また、時の経過に照らして、不適切、無関係又は過剰となる場合に該当する。

但し、その場合でも、検索エンジン事業者は、データ保護指令第8条4項又はGDPR第9条2項(g)号に定める重大な公益に関する理由及びそれらの規定に定める要件の遵守を考慮に入れ、氏名検索によって表示されるリストに当該ウェブページへのリンクを含めることが、ウェブページへのアクセスに潜在的利益を持つインターネット利用者にとって、憲章第11条により保護される情報の自由を行使するために必要であるか否かをいまだ確認しなければならない。

この点、欧州人権裁判所は、個人が起訴された刑事訴訟に関する昔の報道を、様々なメディアがインターネット上で利用できるようにすることについて、個人の私生活を尊重する権利と、公衆の情報の自由の間で、公正な均衡を図るよう求めている。その際、訴訟手続の報告及び意見を含め、

29) GDPR第5条はデータ保護指令第6条を引き継ぐ形で、個人データの取扱いに関する諸原則を定めている。GDPR第5条1項(c)号は、個人データの取扱目的との関連で、適切であり、関連性があり、必要なものに限られること(データ最小化)、(d)号は個人データを正確かつ必要な場合には最新に保つこと(正確性)、(e)号は個人データの取扱目的のために必要な期間に限り、データ主体を識別できる形式にて保持されること(保存制限)等をそれぞれ規定している。

28) コステハ判決からの引用部分。本稿25頁参照。

報道機関が民主的社会で果たす本質的役割を考慮に入れなければならない。さらに、係る情報や意見を伝えるというメディアの機能に、それらを受け取る公衆の権利を加えなければならない。この文脈において、欧州人権裁判所は、公衆が、話題の出来事について情報を得られることのみならず、過去の出来事について調査を行えることに利害を有する旨を認めている。しかし、刑事訴訟に関する公衆の関心はその程度に差があり、特に事件の状況に応じて、時の経過とともに発展する可能性がある<sup>30)</sup>。

検索エンジン事業者は、当該犯罪の性質及び重大性、手続の進行状況と結果、経過した時間、データ主体が公的生活の中で果たした役割と過去の行動、請求時の世間の関心、公開の内容と形式、データ主体に関する公開の結果など、事案の全状況に照らして、当該人物が、現状において、氏名検索による検索結果のリストによって、自己の氏名と当該情報をもはや紐付けないようにする権利を有するか否かを評価する必要がある。

但し、検索エンジン事業者は、当該リンクを含めることが厳密に必要であることから該当しないと判断した場合でも、遅くとも検索結果削除請求があったときには、検索結果がインターネット利用者に与える全体像に現在の法的立場を反映させる方法で、結果のリストを調整すること、特に、その点の情報を含むウェブページへのリンクをリストの最上位に表示するよう求められる。

### III GDPRの「忘れられる権利」とその解釈

#### 1 GDPR第17条と解釈指針の公表

欧州データ保護会議(European Data Protection Board, EDPB)は、2020年7月7日、「GDPRに基づく検索エンジン事案における忘れられる権利の基準に関する指針5/2019(第1部)」(Version

2.0)<sup>31)</sup>を採択した。

GDPR第17条の規定は以下の通りである。

「第17条 削除権(「忘れられる権利」)

1 次に掲げる根拠の1つが適用される場合、データ主体は、過度に遅滞することなく、自己に関する個人データを管理者に削除させる権利を有し、また、管理者は、過度に遅滞することなく、個人データを削除する義務を負う。

(a) その個人データが、収集され又は他に取り扱われる目的との関連で、既に必要でない場合

(b) データ主体が、取扱いの根拠となる第6条1項(a)号又は第9条2項(a)号に基づく同意を撤回し、かつ、取扱いのための他の法的根拠がない場合

(c) データ主体が、第21条1項に基づき取扱いへの異議を申し立て、かつ、取扱いのための優越する法的根拠がない場合、又は、データ主体が第21条2項に基づき取扱いへの異議を申し立てた場合<sup>32)</sup>

(d) 個人データが違法に取り扱われた場合

(e) 管理者が服するEU法又は加盟国法における法的義務を遵守するため、個人データを削除すべき場合

(f) 第8条1項に定める情報社会サービス(Information Society Service, ISS)の提供との関連で、個人データが収集された場合

31) European Data Protection Board, *Guidelines 5/2019 on the criteria of the Right to be Forgotten in the search engines cases under the GDPR (part 1)*, Version 2.0. Adopted on Jul. 7, 2020.

32) GDPR第21条は異議申立権を定めている。データ主体は、自己の特別な状況に関する根拠に基づき、GDPR第6条1項(e)号(公益又は管理者に与えられた公的権限行使において遂行される職務のため)又は(f)号(管理者又は第三者による正当な利益の目的のため)に基づく取扱いに対して異議申立を行うことができる(第21条1項)。第21条2項はダイレクトマーケティング目的のための取扱いに対する異議申立権を定めている。1項と2項の違いは、管理者側でやむにやまれぬ正当な理由を証明することで取扱いを継続できるか否かであり、1項は管理者に立証の余地を与え、2項はそれを与えていない。

30) See M.L. and W.W. v. Germany, Applications nos. 60798/10 and 65599/10 (Jun. 28, 2018), §§ 89 and 100 to 102. 左記は本判決第76項による引用判決。

2 管理者が個人データを公開しており、1項に基づき個人データを削除する義務を負う場合、管理者は、利用可能な技術及び実施費用を考慮に入れ、その個人データを取り扱っている管理者に対し、データ主体が、当該個人データのあらゆるリンク又は写し若しくは複製の削除を当該管理者に請求した旨を通知するために、技術的措置を含む合理的措置を講じなければならない。

3 1項及び2項は、取扱いが次に掲げるものに必要範囲で適用されない。

- (a) 表現及び情報の自由の権利を行使するため
- (b) 管理者が服するEU法若しくは加盟国法により、取扱いが義務付けられる場合の法的義務を遵守するため、又は、公益若しくは管理者に委ねられた公的権限行使において実施される職務を遂行するため
- (c) 第9条2項(h)号及び(i)号、並びに第9条3項<sup>33)</sup>に従い、公衆衛生分野における公益を理由とするため
- (d) 1項に定める権利が不可能か、又は、当該取扱いの達成を著しく損なう可能性が高い限りにおいて、第89条1項に従い、公益目的、学術的若しくは歴史的研究目的又は統計目的を達成するため、あるいは、
- (e) 訴えの提起、攻撃又は防御のため。」

## 2 指針の概要

EDPBの指針は、「導入」,[「1 GDPRに基づく検索結果削除請求権の根拠」],[「2 第17条3項に基づく検索結果削除請求権の例外」]で構成される。

導入部分では、検索エンジン事業者による個人データの取扱いと、オンライン新聞を発刊する報道機関のような第三者としてのウェブサイト公開者が行う取扱いとは区別すべきこと、氏名検索に基づき特定のコンテンツの検索結果を削除して

33) 第9条2項(h)号は予防医学又は産業医学目的、(i)号は公衆衛生分野における公益、第9条3項は守秘義務を負う専門家によるデータの取扱いを定めている。

も、同じコンテンツは他の検索条件で入手できること、検索結果が削除されても、個人データは、情報源のウェブサイトからも、検索エンジン事業者のインデックスやキャッシュからも削除されないことが注記されている。

なお、EUデータ保護法上の根拠がないことから、検索エンジン事業者は、特定のクエリに応じた検索結果に対応できないページがあるという事実を、削除の影響を受けるウェブ管理者に通知する義務を負わず、第17条2項は検索エンジン事業者には適用されない<sup>34)</sup>。

1及び2の要点は概ね以下の通りである。

### (1) GDPRに基づく検索結果削除請求権の根拠

第17条の全ての根拠は、理論的には検索結果削除に適用されるが、実際には、同意の撤回のように殆ど又は全く用いられないものもある。しかし、データ主体は、自己の個人データの取扱いが既に必要ない場合や(第17条1項(a)号)、第21条の異議申立権(第17条1項(c)号)などの複数の根拠に基づき、検索エンジン事業者に削除を請求することができる。監督機関は、苦情内容を分析する際に、第三者としてのウェブサイト公開者が提供するコンテンツの性質を考慮しなければならない。

第17条1項(a)号の削除請求権の文脈では、プライバシー保護と情報へアクセスするインターネット利用者の利益の均衡を考慮しなければならない。特に、時の経過とともに、個人データが古くなったり、更新されていないか否かを評価しなければならない。

例えば、データ主体は、次のような場合に削除を請求することができる。

- ・企業の保有する自己に関する情報が公開登録簿から削除された場合
- ・企業のウェブサイト上のリンクに、その企業では既に働いていないにもかかわらず、その者の連絡先が掲載されている場合

34) 第17条2項の解説は別途公表される予定である。

・法的義務を果たすために情報を数年間インターネット上で公開しなければならないが、法定の期間経過後もオンラインが維持されている場合

監督機関が同条項に基づく削除請求の分析を行う際には、個人データの当初の保存期間も考慮しなければならない。

第17条1項(b)号の同意の撤回に関しては、個人データを含む検索結果を戻すための取扱いの適法な根拠について、データ主体の同意に依拠することへの疑問が提起されている。データ主体が自己の同意を与えたのはウェブ公開者であり、データをインデックス化する検索エンジン事業者ではないため、同意の撤回を理由に削除が請求される可能性は低い。Google 2判決も、検索エンジン事業者が個人データを取り扱うに先立ち、データ主体の明示的な同意を取ることは殆ど考えられないことを認めている。にもかかわらず、特定のウェブページについてデータ主体が同意を撤回した場合、ウェブページの元の公開者は、第17条2項に基づき、検索エンジン事業者にその旨を通知しなければならない。その場合の検索結果削除請求権は、第17条1項(c)号が根拠となる。

第17条1項(c)号に基づく削除請求権について、異議申立権は、削除請求理由を制限していないため、データ主体に一層強固な保護を与えている。異議申立権を定めるGDPR第21条とデータ保護指令第14条の文言の違いは、その適用にも違いがあることを示唆している。データ保護指令のもとでは、データ主体は「自己の特定の状況に関するやむにやまれぬ正当な理由に基づく」請求を根拠にしなければならないが、GDPRでは、データ主体は「自己の特定の状況に関する理由に基づき」取扱いに異議を申し立てることができる。データ主体は「やむにやまれぬ正当な理由」を証明する必要はなく、管理者側に立証責任が転換されている。

例えば、データ主体が仕事に応募する際に検索結果が不利益をもたらしたり、私生活での評判を落としたりするなど、データ主体の「特定の状

況」は削除請求の根拠となる。また、従来の基準<sup>35)</sup>に加え、次に掲げる要素が考慮される。但し、請求を拒否するための「やむにやまれぬ正当な理由」が存在しない場合には、これらの基準を検討する必要はない。

- ・当該人物が公的生活の中で役割を果たしていない。
- ・当該情報は、その人物の職業生活には関係しないが、そのプライバシーに影響を与える。
- ・その情報が、裁判所の命令に基づき、当該人物に対するヘイトスピーチ、誹謗中傷、名誉毀損、又は表現の領域における類似犯罪を構成する。
- ・データが事実裏付けられているように見えるが、不正確な事実である。
- ・データが、遙か以前に生じた比較的軽微な犯罪に関連しており、データ主体に偏見をもたらす。

第17条1項(d)号について、第1に、違法な取扱いという概念は、適法な取扱いを定める第6条に照らして解釈される。GDPRに基づく他の諸原則（第5条の諸原則又は第2章の他の諸規定など）は、その解釈に役立つことがある。

第2に、この概念は、GDPR以外の規定の侵害として広義に解釈されなければならない。係る解釈は、国内法又は裁判所の判断に即して、監督機関が客観的に行わなければならない。検索エンジン事業者が取扱いの適法な根拠を裏付けられない場合、削除請求は第17条1項(d)号の範疇に含まれ得るが、元の取扱いが違法である場合には、第17条1項(c)号の削除請求権も維持される。

第17条1項(e)号について、法的義務の遵守は、差止命令、「法律上の削除義務」に基づく国内法若しくはEU法による明示的な要請、又は、

35) Article 29 Data Protection Working Party, *Guidelines on the implementation of the Court of Justice of the European Union judgment on "Google Spain and inc v. Agencia Española de Protección de Datos (AEPD) and Mario Costeja González" C 131/12 (WP 225)*, Adopted on Nov. 26, 2014.

検索エンジン事業者による単なる保存期間違反から生じることがある。

第17条1項(f)号は、情報社会サービス (ISS) の直接提供を対象としており、他の種類の取扱いは対象としていない。GDPRはISSを定義しておらず、EU法の現行の定義を参照している。2000年6月8日付欧州議会・理事会指令2000/31/EC<sup>36)</sup>前文第18項は、「情報社会サービスの直接提供」を広範かつ曖昧に定義しているため、解釈にはいくつかの困難さがある。それは主に、こうしたサービスが「オンラインで行われる広範な経済活動に及ぶ」ことを示唆するものの、それらは「オンライン契約を生み出すサービスに限定されるものではなく、経済活動を表す限り、オンライン情報や営利通信を提供するもの、又は、データの検索、アクセス、参照を可能にする手段を提供するものなど、それらのサービス受領者から報酬を得られないサービスにも及ぶ」旨を定め、経済活動の基準を概説している。以上のことから、検索エンジン事業者の活動は、ISSの直接提供の範囲に入る可能性が高い。検索エンジン事業者は、第17条3項の適用を受け、児童であることが有効な「特定の状況に関する理由」(第21条)となり、「児童はその個人データに関して特別な保護に値する」(前文第(38)項)ことを認識した上で、第17条1項(c)号に即して、児童に関連するコンテンツをリストから除外しなければならない。この場合、元の管理者による個人データの収集状況、特に、データ主体がコンテンツの削除を求める際には、元のウェブサイトによる取扱いの開始日を考慮に入れなければならない。

## (2) GDPR第17条3項に基づく削除請求権の例外

第17条3項の例外規定の殆どは、削除請求の

場合に適さず、第21条の適用が好ましい。第17条3項に定める当該例外は、同条1項(c)号に基づく「やむにやまれぬ正当な理由」として引き合いに出され得る。

第17条3項(a)号について、CJEUの分析によると、検索エンジン事業者が行う検索結果の維持又はブロッキングに関する決定は、削除請求を評価する際に、インターネット利用者による情報アクセスに対して削除決定がいかなる影響を及ぼすかを必然的に考慮しなければならないことを示唆している。

裁判所は、ウェブ公開者が情報を拡散する適法性と、検索エンジン事業者の適法性を区別している。ウェブ公開者の活動はジャーナリズム目的に限定することができ、その場合、指令第9条(GDPR第85条2項)に基づき加盟国が設ける例外の恩恵を受けることになる。2018年6月28日付けM.L. and W.W. v. Germany 事件判決<sup>37)</sup>において、欧州人権裁判所は、表現の自由の保護対象となる活動を主に行う元の公開者に対する削除請求と、データ主体に関して入手可能なあらゆる情報を特定できるようにし、その者の人物像を確立することを主たる利益とする検索エンジンに対する請求を区別し、当該請求に応じて利益衡量が異なる結果をもたらし得ることを示唆した。

第17条3項(b)号、(c)号、(e)号が検索エンジン事業者に適用される可能性は低い。

第17条3項(d)号について、検索エンジン事業者は、検索結果ページ上の特定のコンテンツの削除が、学術的若しくは歴史的な研究目的又は統計目的の達成への重大な障害となるか、完全に妨げるものであることを証明できなければならない。係る目的は、検索エンジン事業者によって客観的に追求されなければならない。

## IV 日本の議論

### 1 最高裁決定 (2017年)

日本における検索結果の削除請求は、人格権な

36) 域内市場での、情報社会サービス、特に電子商取引における、一定の法的側面に関する2000年6月8日付欧州議会及び理事会の指令2000/31/EC(「電子通信指令」)。Parliament and Council Directive 2000/31, 2000 O.J. (L 178) 1-16 (EC).

37) 前掲注30参照。

いしは人格的利益に基づく妨害排除又は妨害予防請求権として、裁判上争われてきた。しかし、2017年1月31日の最高裁判所決定によって、その後の削除請求は退けられる傾向が強くなっている。

削除請求者は、2011年11月29日、児童買春・児童ポルノ禁止法違反（買春）の容疑で逮捕され（以下「本件事実」という。）、同年12月26日、略式命令により罰金50万円に処せられ、即日納付した。しかし、事件から3年余りを経過しても、Google検索で削除請求者の住所の県名と氏名を入力して検索すると、49件の本件逮捕事実が検索結果として表示されることから、削除請求者は、それにより、「更生を妨げられない利益」が違法に侵害されているとして、Googleに対し、人格権ないしは人格的利益に基づき、検索結果として表示されるURL、当該ウェブサイトのタイトル及びスニペット（以下「URL等情報」という。）の削除を求める仮処分を申立てを行った。

さいたま地方裁判所決定は、検索結果削除の仮処分を命じ<sup>38)</sup>、同裁判所の保全異議審も、同仮処分命令を認可した<sup>39)</sup>。保全異議審は、「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきである」と述べたことで話題を呼んだ。しかし、保全抗告審<sup>40)</sup>は、「「忘れられる権利」は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない」こと、忘れられる権利の「実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差止請求権と異ならないというべきである」として「忘れられる権利」を独立して判断する必要はないとした。同決定は、

本件検索結果の削除等請求の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的及びその社会的意義、削除請求者の社会的地位や影響力、公表による損害発生 の明白性、重大性及び回復困難性等に加え、インターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、さらには検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当とし、「一般の読者の普通の注意と読み方を前提にすると、それ自体（タイトル及びスニペット）から、本件犯行の内容及びその行為者が相手方であることが分かるものであり、相手方の名誉権を侵害し得る」と判断したものの、諸事情を考慮した結果、「表現の自由及び知る権利の保護が優越する」というべきであり、相手方のプライバシー権に基づく本件検索結果の削除等請求を認めることはできない」と結論付けた。諸事情の中では、「本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等」が考慮されている。

この決定に対して削除請求者が抗告許可を申し立てたのが本件である（保全抗告審が抗告を許可した）。

最高裁判所第三小法廷は、保全抗告審の判断を是認し、本件抗告を棄却した<sup>41)</sup>。

まず、本決定は、従前の最高裁判決に倣い、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」と述べた。他方、同決定は、検索事業者によるクローリング、情報の複製、インデックス作成などにより情報を整理し、利用者の検索条件に対応する情報をインデックスから検索結果として提供するという一連の行為について、「この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果

38) さいたま地決平成27年6月25日判時第2282号83頁。

39) さいたま地決平成27年12月22日判時第2282号78頁。

40) 東京高決平成28年7月12日判時第2318号24頁。

41) 前掲注9参照。

を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」と判断した。続いて、同決定は、検索事業者による検索結果の提供は、公衆によるインターネット上への情報発信や必要な情報を入手したりすることを支援するものであり、「現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」こと、そして、こうした特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされることは、「上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる」と述べた。

以上を踏まえ、本決定は、URL 等情報の提供が違法となるか否かは、「当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である」という判断基準を示した。

そして、本件事実は、他人にみだりに知られたくない削除請求者のプライバシーに属する事実であるものではあるが、①児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であること、②本件検索結果は削除請求者の居住する県の名称及びその氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られ

たものであることを理由に、削除請求者が妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえないとの結論が下された。

## 2 最高裁決定後の裁判例<sup>42)</sup>

検索エンジン事業者に対する削除請求は、上記最高裁決定後も数多くの事案で争われてきたが、ごく一部の事案を除き請求は退けられている。以下は判例データベースをもとに検索結果の削除請求事案を調べた範囲であるが、同最高裁決定の示した規範を用いて削除請求が退けられた事案に、3年以上前に電車内で女子高校生のスカートの中を盗撮しようとした行為による逮捕歴を検索結果に表示された者<sup>43)</sup>、オレオレ詐欺の出し子として12年前に有罪判決を受けた者<sup>44)</sup>、酒気帯び運転により罰金に処せられた大学准教授<sup>45)</sup>、性犯罪による実刑判決を受けた元教員<sup>46)</sup>、代表取締役を務めていた会社が破産手続開始決定を受けた事実を手続終結から6年経過後も検索結果に表示された者<sup>47)</sup>、恐喝事件及び同和利権問題に関与したこと並びに元暴力団構成員であることが記載された者<sup>48)</sup>、準暴力団、恐喝等の記載が氏名検索により表示された者<sup>49)</sup>に関する事案がある<sup>50)</sup>。

42) 成原・前掲「検索エンジンをめぐる表現の自由と人格権」53～56頁が詳しい。

43) 名古屋高決平成29年3月31日判時第2349号28頁（原審：名古屋地決平成28年7月20日判時2349号32頁参考収録）。

44) 東京高判平成29年6月29日（原審：東京地判平成28年10月28日）。いずれも判例集未掲載。

45) 東京高決平成29年10月6日（原審：東京地決平成29年6月28日）。いずれも判例集未掲載。

46) 福岡地判平成30年3月13日判例集未掲載。

47) 東京高判平成30年7月2日（原審：東京地判平成29年11月13日）。いずれも判例集未掲載。

48) 大阪高判令和元年5月24日判タ第1465号62頁（原審：大阪地判平成30年7月26日判例集未掲載）。

49) 東京高判平成31年2月27日（原審：東京地判平成30年7月25日）。いずれも判例集未掲載。

削除請求を認めたものに、7年以上前に強姦の被疑事実で逮捕され、不起訴処分を受けた者について、逮捕事実等の内容が書き込まれたウェブサイトのURL等情報の削除を命じた地裁判決<sup>51)</sup>、7年以上前に女湯の脱衣所に侵入した被疑事実で逮捕され、罰金に処せられた者について、Twitter上の逮捕記事の削除を命じた地裁判決<sup>52)</sup>がある。但し、前者は控訴され、後者は高裁判決で覆されている<sup>53)</sup>。

最高裁まで争われたものとして、約11年前に、歯科医師が歯科医師免許を受けていない者と共謀し、歯科医師法に違反する診療行為を行い逮捕された事案がある。この事件の高裁判決では、いかなる検索キーワードで検索した場合であっても、本件検索結果の削除を求める旨を主張して請求を拡張した控訴人に対し、「本件サイトの利用者がどのような検索条件を入力すれば本件検索結果の表示を得ることができるかは被控訴人が管理しており、その具体的な内容は明らかではない上、検索キーワードを限定しなかったとしても、何かの検索キーワードを入力しない限りは本件検索結果が表示されないことには変わりがないから、検索キーワードを限定しないことから、直ちに本件検索結果が不特定多数の広範囲の者に閲覧される可能性があるということにはならない」と判断している<sup>54)</sup>。最高裁は上告不受理決定を下した<sup>55)</sup>。

50) 旧商号で検索することにより、原告ないし原告代表者が事業として詐欺商材を販売し詐欺行為をしているとの事実が検索結果に表示される者について、最高裁昭和61年6月11日民集第40巻4号872頁の判断基準を用いて削除請求を退けた判決に、東京高判平成30年8月23日判時2391号14頁（原審は東京地判平成30年1月31日判時第2391号18頁参考収録）がある。

51) 札幌地判令和元年12月12日判時第2440号89頁。地裁判決では平成29年の前記最高裁決定の判断基準が用いられている。

52) 東京地判令和元年10月11日判例集未登載。

53) 東京高判令和2年6月29日判例集未登載。

54) 東京高判平成30年1月25日判例集未登載（原審：横浜地判平成29年9月1日判時第2367号71頁）。

55) 最一小決平成30年9月27日判例集未登載。

以上の他に、ホスティングサービス事業者に対するウェブページの削除請求が退けられた事案<sup>56)</sup>、レストランを営む株式会社が、インターネット上のグルメコミュニティサイトを運営する株式会社に対し、無断で店舗情報を掲載されたとして、営業権侵害に基づく妨害排除請求等を行ったものの棄却された事案<sup>57)</sup>がある。

### 3 個人情報保護法改正

以上のように、検索結果の削除請求に関する裁判例では、その多くの請求が退けられている。他方、個人の権利範囲を拡大する関係で、個人情報保護法制に新たな動きが見られる。

2020年6月5日、個人情報保護法が改正され、同月12日に公布された。改正法の全面施行は公布から2年以内とされている<sup>58)</sup>。

個人情報保護法は、個人に関する情報を消すことについて、第29条「訂正等」及び第30条「利用停止等」の規定を設けている。本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときに、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（訂正等）を請求することができる（第29条1項）。

上記改正法は、利用停止等の範囲を拡大した。以下は本稿に関連する規定である（下線は改正部分）。

「1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条若しくは第16条の2の規定に違反して取り扱われているとき、又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

56) 東京地判令和元年8月22日判例集未登載。

57) 東京地判平成29年8月8日判例集未登載。本件は、最高裁まで争われ、2016年5月31日、上告棄却・上告不受理決定が下されたと報じられている。

58) 個人情報保護委員会「令和2年改正個人情報保護法について」(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>)。

## 2項～4項 略

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止又は第三者への提供の停止を請求することができる。」

## 6項～7項 略

第16条は利用目的による制限、第16条の2は不適正な利用の禁止、第17条は適正な取得、第22条の2は漏えい等報告を定めている。特に、個人情報取扱事業者が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」（第16条の2）した場合における保有個人データの利用停止等（第30条1項）、保有個人データを利用する必要がなくなった場合、保有個人データの取扱いにより本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合における保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止請求（第30条5項）は、GDPR第17条の「削除権（「忘れられる権利）」のうち、個人データが収集・取扱目的との関係で既に必要とされなくなった場合、データ主体が異議を申し立てた場合、個人データが違法に取り扱われた場合（同条1項(a)号、(c)号及び(d)号）に類似すると見ることができる。また、個人情報保護法第16条1項は目的外利用に、第17条2項は要配慮個人情報の取得に本人の事前同意を求めており、それらに違反する場合も利用停止等の請求対象となる。GDPR第17条1項(b)号は、データ主体が同意を撤回した場合を権利行使の根拠に挙げており、この点でも関連性を有する。

2020年個人情報保護法改正では、域外適用の対象範囲（第75条）が法全体に拡大され、次のように定められることとなった。「この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物

品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。」

日本は、2019年1月23日、EUから充分性認定を受けた<sup>59)</sup>。その評価を2年後に控えていることから、2020年の改正法はGDPRを意識したものと考えられる。

但し、以上の規定は、原則として検索エンジン事業者に影響しない。そもそも検索エンジンは、そのデータベース中に蓄積された情報に個人情報としての索引を付しているわけではない（同じ文字列であれば、地名や企業名等の個人情報でない情報も検索される）ため、「個人情報データベース等」に該当せず、検索エンジン事業者は個人情報取扱事業者には該当しないと解釈されている<sup>60)</sup>。

## V 検 討

検索結果削除請求の文脈における「忘れられる権利」について、EUと日本の近時の議論を比較した。本稿では、両者の違いを踏まえつつ以下の4つの論点を挙げることにした。

第1は、検索エンジン事業者の法的立場である。EUは、検索エンジン事業者を「管理者」に含めて解釈し、検索結果削除請求は、データ保護指令及びGDPRの適用範囲内で処理される。同指令及びGDPRは、ウェブサイト公開者にも同様に適用される。但し、ウェブサイト公開者と検索エンジン事業者では、個人データの取扱いに違いがあり、前者はジャーナリズム目的に限定する

59) 個人情報保護委員会「日EU間・日英間のデータ越境移転について」(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>)。)

60) 園部逸夫・藤原静雄編、個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、第二次改訂版、2018年）79～80頁。ただし、検索エンジンが個人情報としての索引を付してデータベース化している場合は「個人情報データベース等」に該当する。

ことで同指令第9条（GDPR第85条2項）に基づく例外の適用を受けられるが、後者は、データ主体に関するあらゆる情報を入手し、その者の人物像を確立することを主たる利益とすることから、利益衡量に異なる結果が生じ得ると解されている。日本では、検索結果削除請求権は人格権ないしは人格的利益に基づき行使されており、ホスティングサービス事業者に対する削除請求も同様の根拠に基づく。他方、日本の個人情報保護法の解釈上、検索エンジンは、原則として「個人情報データベース等」に該当せず、検索エンジン事業者は個人情報取扱事業者には該当しない。2020年6月の改正個人情報保護法は、利用停止等請求権（個人情報保護法第30条）の範囲を拡大し、GDPR第17条に類する規定を一部導入したが、これは、検索エンジン事業者以外の個人情報取扱事業者に向けた新たな規律となる。特に、「その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」（個人情報保護法第30条5項）は解釈に幅を持つ規定といえる。加えて、域外適用の範囲（同法第75条）も拡大された。

2017年の最高裁決定後、検索結果削除請求を退ける判断が続いている。2020年の個人情報保護法改正は、検索サービスとの関係では、更生を望む者の助けにはならない。

第2は、検索エンジン活動の法的評価である。EUの解釈では、前記の通り、検索エンジン事業者は「管理者」に含まれることから、検索エンジン活動に伴う個人データの取扱いには適法な根拠が必要となり、削除権や異議申立権の要件に該当すれば請求に応じなければならない。Google 2判決では、専ら、憲章第7条及び第8条に定める、データ主体のプライバシー及び個人データ保護の基本権と、憲章第11条によって保護される、検索によって当該ウェブページにアクセスすることに潜在的利益を持つインターネット利用者の情報の自由が比較衡量された。これに対し、日本の前記最高裁決定は、検索結果の提供について、検索事業者自身による表現行為という側面を有する

こと、公衆によるインターネット上への情報発信や必要な情報入手等を支援する役割を果たすこと、そして、検索結果の削除は、表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあることを評価に含めた。日本の裁判所は、公衆による情報収集のみならず、検索エンジン事業者による表現行為の側面をも考慮に入れているが、EUの解釈と比較した場合、この利益衡量は検索エンジン事業者に有利に働く。

第3は、立証責任である。コストハ判決によると、原則として、データ主体のプライバシー・個人情報保護に係る基本権は、検索エンジン事業者の経済的利益のみならず、一般公衆が氏名検索により当該情報を発見する利益に優越すると判断され、削除請求者に有利な衡量がなされた。また、この判決はデータ保護指令の解釈を示したものであるが、GDPRでは、データ主体は「自己の特定の状態に関する理由に基づき」取扱いに異議を申し立てることができ、「やむにやまれぬ正当な理由」を証明する必要はない。立証責任の転換は削除請求者側に有利な改正といえる。これに対し、日本の前記最高裁決定は、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に、削除を求めることができると判断し、削除請求者側に厳しいハードルを課した。その後の下級審裁判例は、犯罪歴に関する表示が問題となった事案に限らず、前記最高裁決定の判断基準を用いて検索結果の削除請求を退ける傾向が強いようである。本稿で取り上げた事例はごく一部に過ぎないが、この傾向が硬直化すると「更生を妨げられない利益<sup>61)</sup>」を形骸化させるおそれが生じ得る。

近時、日本の裁判例や学説を分析することにより「明らか」という文言の解釈と利益衡量のあり方を考察した貴重な学術的成果が公表されている<sup>62)</sup>。国内法の議論を精緻化させる重要性はいうまでもないが、改めて「忘れられる権利」を提唱

61) 最三小判平成6年2月8日民集第48巻2号149頁。

したEUの議論に立ち返り、より多様な視点からの考察も求められる。

第4は、機微データに関する利益衡量基準である。Google 2判決は、「特別な種類のデータ」を検索結果のリストに表示することは、憲章第7条及び第8条で保障するプライバシー及び個人データ保護の基本権に深刻な干渉をもたらしやすいこと、検索エンジン事業者は、原則として、特別な種類の個人データを含むウェブページへのリンクに関連して、検索結果削除請求に応じるよう義務付けられること、データ主体が自ら公表したデータは削除請求の対象外であるが、異議申立権は行使可能であることを述べた。そして、同判決は、検索エンジン事業者が検索結果の削除請求を受けた時、具体的事案の全関連要素に基づき、データ主体のプライバシー・個人データの保護の基本権を考慮に入れ、氏名検索に基づくリンクを結果のリストに含めることが、憲章第11条で保護される、ウェブページにアクセスすることに潜在的利益を持つインターネット利用者の情報の自由を保護するために「厳密に必要」であるか否かを確認しなければならない、との考えを示した。

また、同判決は、個人が起訴された訴訟手続に関する情報及び有罪判決に関する情報は、「犯罪」及び「有罪判決」に関するデータに該当すると判断している。これらの情報は、公的機関の管理下又は立法で適切な保護措置が講じられている場合にのみ取り扱うことが認められる。こうした情報を示すリンクは、訴訟手続の初期段階のものであって、手続の進行状況を考慮して現状に即さなくなっている場合があり、当初は正確なデータの適法な取扱いであっても、収集・取扱目的に照らして必要性を失った場合は、時の経過とともにデータ保護指令又はGDPRにそぐわなくなり、係るデータは不適切、無関係又は過剰となる可能性が

生じる。そのため、検索エンジン事業者は、結果のリストにウェブページへのリンクを含めることが、インターネット利用者の情報の自由にとって必要であるか否かをいまだ確認する義務を負う

日本では、「犯罪の経歴」や、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起のほか、不起訴、不送致、微罪処分等を含む「刑事事件に関する手続」に関する記述等は、「要配慮個人情報」（個人情報保護法第2条3項、同法施行令第2条四号）に含まれる。先述の通り、日本の下級審裁判例は最高裁決定の影響を受けている状況にあるが、刑事事件に関する事実は、当初は公共の利害に関する事実であっても、時の経過とともに機微性を帯びるといった性質を持ち、また、上記の通り、法律上も機微性を持つ情報として位置づけられている。なかでも、性犯罪に関する情報は、公共の利害と機微性という対立する2つの性質を強く持つことから、利益衡量の難しい情報といえる。しかし、近時の裁判例の傾向は削除請求者に酷となり得ることから、公訴時効期間の満了や刑の消滅の趣旨などを踏まえ、また、EUをはじめとする諸外国の動向も参考にしつつ、バランスの取れた裁判例の蓄積が望まれる。

以上のほか、法の適用範囲や裁判所における判断枠組の違いから、EUの議論が日本の係争事例にはさほど影響を及ぼさないものもある。但し、いずれも解釈論上は重要であることから、論点整理の意味で付言しておく。

EUでは、検索結果削除の範囲を、①全世界に及ぼすべきか、②全加盟国に及ぼすべきか、③削除請求者の加盟国又はいずれかの加盟国に限ることと足りるとするかについて、解釈上の争いが生じた。CJEUの判決によると、EUの現行法は検索エンジンの全バージョンでの削除を義務付けていないが、加盟国の判断で全バージョンでの削除を義務付けることは認められる。CJEUは、②又は③について、原則として②が望ましいと述べ、インターネット利用者が氏名検索に基づきリンクへアクセスすることを効果的に阻止するか、又は少なくとも著しく躊躇させる効果を持たなければ

62) 角本・前掲「ロボット型検索エンジンと私法上のプライバシー」、成原・前掲「検索エンジンをめぐる表現の自由と人格権」、中島・前掲「検索結果の削除と忘れられる権利」参照。

ならないと判断した。日本の場合は、仮に検索結果削除請求が認められた場合であっても、検索結果目録に列挙された項目を削除させる効果を持つにどどまる。2020年個人情報保護法は、域外適用の範囲を拡大した<sup>63)</sup>、検索エンジン事業者には原則として適用されない。日本で検索結果の削除が争われる対象は、主に日本語の検索結果である。このようなことから、地理的範囲は国内法上の論点として顕在化しにくいと考えられる。

また、検索結果削除の局面では、同意の有無も論点になりにくい。GDPR上は、同意と「忘れられる権利」との関係は、次のように解釈されている。同意は「特定の」ものでなければならず、検索エンジンの活動に関する取扱いと具体的に関連することが求められる。しかし、検索エンジン事業者が検索活動のためにデータ主体の同意を求める場面は想定しにくい。また、検索結果削除請求の時点、データ主体は、既に検索エンジン事業者の取扱いに同意していない。そのため、GDPR第17条の根拠は、いずれも理論的には検索結果の削除に適用されるが、同意撤回のように殆ど用い

られないものもある。また、一般的な慣行として、第17条2項は検索エンジン事業者には適用されない。他方、データ主体がウェブ公開者に同意を与え、それを撤回した場合、その公開者は、検索エンジン事業者に対し、第17条2項に基づく通知を行わなければならない。日本では、検索結果削除請求は、人格権ないし人格的利益の侵害に基づいており、EUとは判断枠組が異なる。

## VI むすびにかえて

本稿は、検索結果削除請求権に関するEUの動向と比較しつつ、いわゆる「忘れられる権利」に関する近時の議論を概観し、検討を深めるべき解釈上の論点として、検索エンジン事業者の法的立場、検索エンジン活動の法的評価、立証責任、機微データに関する利益衡量基準という4つを挙げ、若干の比較検討を行った。「忘れられる権利」に関しては、検索結果削除請求の議論が目立つものの、GDPRや個人情報保護法はそれ以外の事業者等にも適用されることから、さらなる解釈論の積み重ねが期待される。

63) 宇賀克也「グローバル化と個人情報保護－立法管轄権を中心として」宇賀克也・交尚尚史『現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）127頁以下。